

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】企業年金の受託概況について（2018年3月末現在） P1
 【コラム】確定給付企業年金における財政運営基準の改正について③ ～新基準移行後の財政決算～ P6

企業年金の受託概況について（2018年3月末現在）

1. はじめに

企業年金の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、毎年5月下旬には信託協会等による「企業年金（確定給付型）の受託概況」および「確定拠出年金（企業型）の統計概況」が公表されています。本年5月28日、上記概況の最新版（2018（平成30）年3月末現在）が公表されましたので、その概要について解説いたします。

2. 企業年金の2018年3月末現在の概況

(1) 給付建て(確定給付型)制度

「企業年金（確定給付型）の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめているものです。かつては厚生年金基金および適格退職年金の概況を取りまとめていましたが、現在は、厚生年金基金および確定給付企業年金の2制度について取りまとめています。2018年3月末現在の概況は、図表1の通りです。

＜図表1＞企業年金(確定給付型)の受託概況（2018年3月末現在）

		受託件数		資産残高(時価)			加入者数 (万人)
		(基金、件)	(億円)	構成比	対前年比 増減率		
厚生年金 基金	信託銀行	31	156,442	94.2%	▲12.7%	53	
	生保会社	5	9,559	5.8%	▲16.7%	3	
	小計	36	166,011	100.0%	▲13.0%	57	
確定給付 企業年金	信託銀行	3,853	460,341	74.1%	4.8%	616	
	生保会社	9,137	156,561	25.2%	3.9%	275	
	JA共済連	351	4,434	0.7%	0.2%	8	
	小計	13,341	621,337	100.0%	4.5%	901	
合計		13,377	787,338	—	0.3%	958	

(注1) 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

(注2) 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

(注3) 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

(注4) 生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(平成30年3月末現在)

2018年3月末時点の状況をみると(図表1)、厚生年金基金は基金数36件(前年度比▲74件)、加入員数57万人(前年度比▲83万人)となっています。2014年4月より改正厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)が施行されたことを受けて、2017年度は41基金が解散(うち特例解散3件)、33基金が代行返上しました。また、資産残高も16兆6,001億円(前年度比▲2兆4,713億円)と減少しています。

一方、確定給付企業年金は、2018年3月末時点で制度数13,341件(前年度比▲199件)、加入者数901万人(前年度比+75万人)となっています。制度数は6年連続で減少しているものの、前述の改正厚生年金保険法の施行により厚生年金基金からDBへの移行が増えていることから、加入者数は3年連続で増加しています。資産残高も62兆1,337億円(前年度比+2兆6,908億円)と3年連続で増加しています。

(2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金(企業型)については、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「確定拠出年金(企業型)の統計概況」が2012年から公表されています。2018年3月末時点では、規約数5,731件(前年度比+495件)、資産額11兆6,686億円(前年度比+1兆1,892億円)、加入者数650万人(前年度比+58万人)となっています。

<図表2>確定拠出年金(企業型)の統計概況(2018年3月末現在)

	規約数		資産額(時価)		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率	(億円)	対前年比 増減率	(万人)	対前年比 増減率
確定拠出年金 (企業型)	5,731	9.6%	116,686	11.4%	650	9.7%

(注1) 記録関連運営管理機関4社(SBIベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパン日本興亜DC証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したものの。

(注2) 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(平成30年3月末現在)

<図表3>企業年金の制度数の推移(2001年度末以降)

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金(企業型)			
					規約数		実施事業主数	
2001	1,737	—	—	—	70	—	—	—
02	1,656	(▲81)	15	—	361	(291)	—	—
03	1,357	(▲299)	316	(301)	845	(484)	2,379	—
04	838	(▲519)	992	(676)	1,402	(557)	4,350	(1,971)
05	687	(▲151)	1,430	(438)	1,866	(464)	6,664	(2,314)
06	658	(▲29)	1,940	(510)	2,313	(447)	8,667	(2,003)
07	626	(▲32)	3,099	(1,159)	2,710	(397)	10,334	(1,667)
08	617	(▲9)	5,008	(1,909)	3,043	(333)	11,706	(1,372)
09	608	(▲9)	7,405	(2,397)	3,301	(258)	12,902	(1,196)
10	595	(▲13)	10,053	(2,648)	3,705	(404)	14,628	(1,726)
11	577	(▲18)	14,985	(4,932)	4,135	(430)	16,440	(1,812)
12	560	(▲17)	14,692	(▲293)	4,247	(112)	17,328	(888)
13	531	(▲29)	14,296	(▲396)	4,434	(187)	18,393	(1,065)
14	444	(▲87)	13,883	(▲413)	4,635	(201)	19,832	(1,439)
15	256	(▲188)	13,661	(▲222)	4,964	(329)	22,574	(2,742)
16	110	(▲146)	13,578	(▲83)	5,349	(385)	26,228	(3,654)
17	36	(▲74)	13,341	(▲237)	5,825	(476)	30,312	(4,084)

(注1) ()内は、対前年度比の増減数。

(注2) 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表1および図表2の数値とは必ずしも一致しない。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』等を基に、リそな年金研究所作成。

3. 企業年金制度の推移(時系列)

(1) 制度数の推移

わが国の企業年金における2001年度以降の制度数の推移をみると(図表3)、厚生年金基金は、2002年の代行返上の解禁を受けて2003~04年度にかけて急激に減少したほか、2014年度以降は前述の改正厚生年金保険法の施行を受けてさらに減少しています。確定給付企業年金は、適格退職年金からの移行措置が終了した2012年度末以降、制度数は僅かではありますが減少基調となっています。

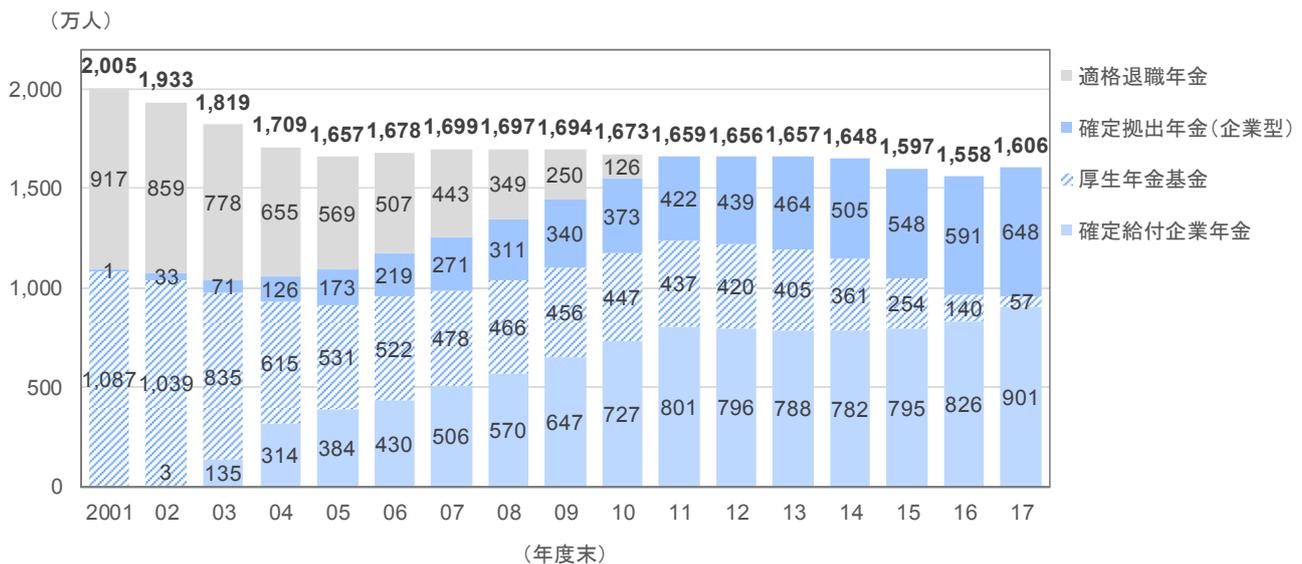
一方、確定拠出年金(企業型)は、制度創設以降一貫して右肩上がり増加しており、2017年度末(2018年3月末)には実施事業主数が3万件の大台に到達しました。前述の改正厚生年金保険法の施行を受けて厚生年金基金から企業型DCへの移行が進展していることや、2016年5月の確定拠出年金法の可決・成立等を受けて、個人型だけでなく企業型への注目度も増したことが要因と考えられます。

(2) 加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、図表4の通りです。2001年に確定給付企業年金法および確定拠出年金法が制定されて以降、両制度の加入者数は徐々に増加しています。2017年度末(2018年3月末)の企業年金全体の加入者総数は約1,606万人(前年度比+56万人)となっています。厚生年金基金の加入員数が57万人と前年度比で83万人減少したものの、確定給付企業年金が901万人(前年度比+75万人)、確定拠出年金(企業型)が648万人(前年度比+57万人)と、重複加入の可能性はあるものの両制度合計で厚生年金基金の減少幅を上回る増加幅となりました。

とはいえ、企業年金全体の加入者総数は、ピーク時(1995年度末で2,571万人)に比べると6割強の水準にまで減少しています。企業年金の加入者数の減少基調が今後も継続し、企業年金がごく一部の層にしか適用されない制度となってしまうと、「税制優遇」という企業年金制度の立法基盤にも影響するのではないかとの指摘もあり、その動向には注意を払う必要があります。

＜図表4＞企業年金の加入者数の推移(2001年度末以降)



(注1) 2016年度までは、厚生労働省の集計値。

(注2) 2017年度は、厚生年金基金および確定給付企業年金は信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」、確定拠出年金は厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」による。

(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」等を基に、りそな年金研究所作成。

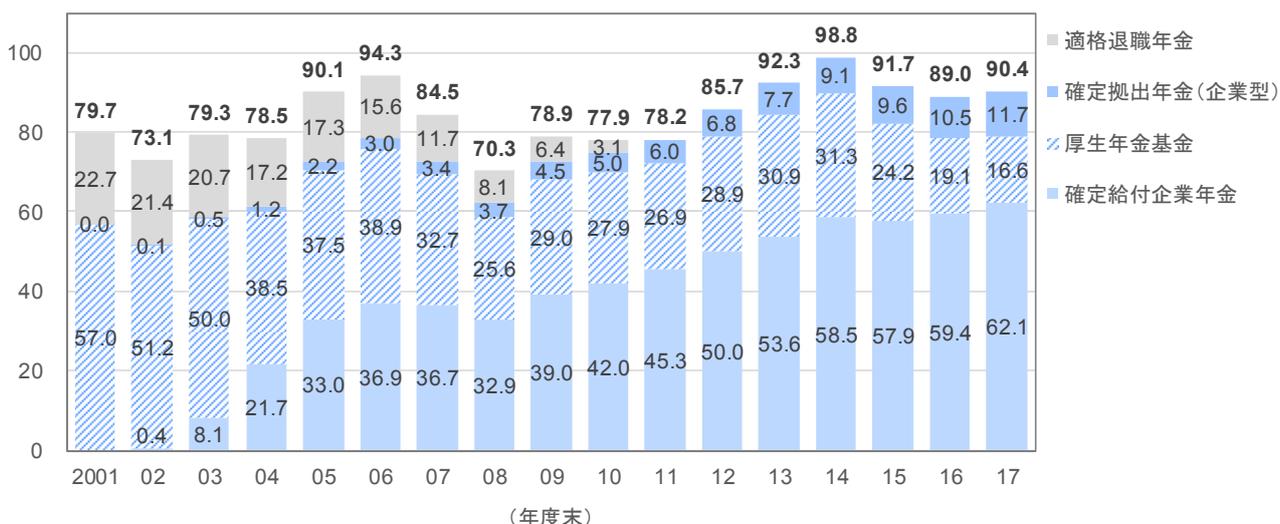
(3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、図表5の通りです。2017年度末(2018年3月末)の企業年金の資産残高総額は90兆4,024億円(前年度比+1兆4,087億円)と、3年ぶりに増加に転じました。

制度別にみると、給付建て(確定給付型)制度である厚生年金基金および確定給付企業年金の資産規模が全体の約9割を占めています。また、確定給付企業年金および確定拠出年金(企業型)は、加入者数の増加や堅調なマーケット環境を受けて資産残高が増加しているものの、厚生年金基金は、前述の改正厚生年金保険法の施行を受けて資産残高が徐々に減少しています。

＜図表 5＞企業年金の資産残高の推移（2001 年度末以降）

（兆円）



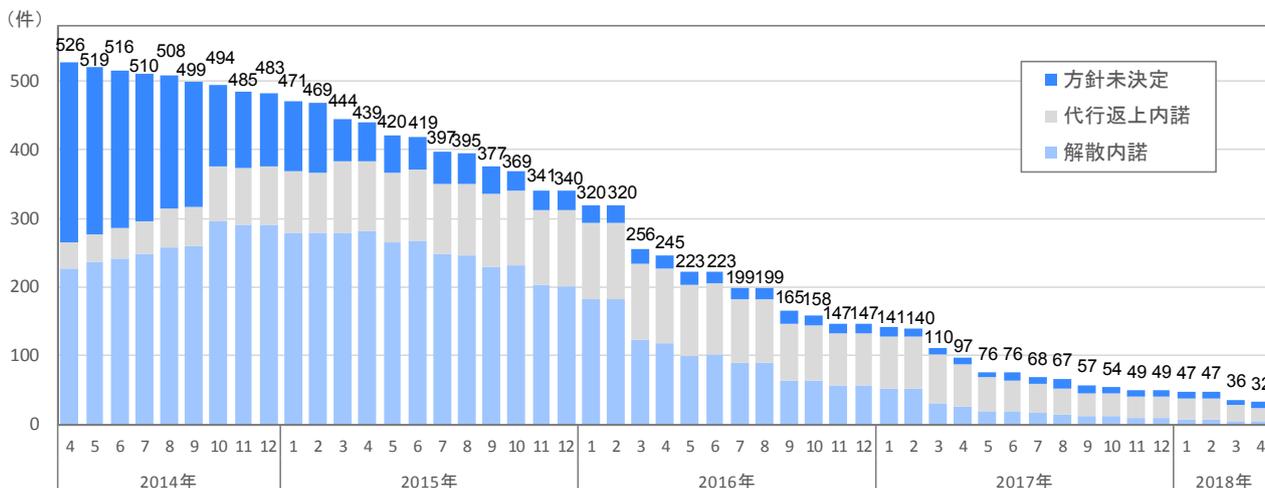
- (注 1) 適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金は、信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」による。
- (注 2) 確定拠出年金(企業型)は、2016 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2017 年度は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による。
- (出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」等を基に、リそな年金研究所作成。

4. 厚生年金基金の解散・代行返上の状況

前述の通り、2014 年 4 月より施行された改正厚生年金保険法を受けて、2014 年度以降の 4 年間で 400 基金が解散、97 基金が代行返上しています。しかし、解散した 400 基金のうち、特例解散を利用した基金は 86 基金と全体の 2 割程度に留まっています。ここ数年の資産運用環境の好転を受けて基金の財政が回復したため、特例解散措置の利用要件である「代行割れ」状態を脱した基金が増加したことが要因と考えられます。

厚生年金基金における解散または代行返上の方針決定状況をみると(図表 6)、施行時点(2014 年 4 月)当初は、解散も代行返上も選択しない「方針未決定」の基金が半数を占めていましたが、時間の経過とともに、方針を決定する基金が増加していきました。一方、実際に解散または代行返上が行われたことにより基金数は減少の一途を辿り、2018 年 4 月末時点で残存しているのは 32 基金と、施行時点に存在していた基金の 9 割以上が解散または代行返上の認可を得た計算になります。

＜図表 6＞厚生年金基金の解散・代行返上の方針決定状況（2014 年 4 月以降）

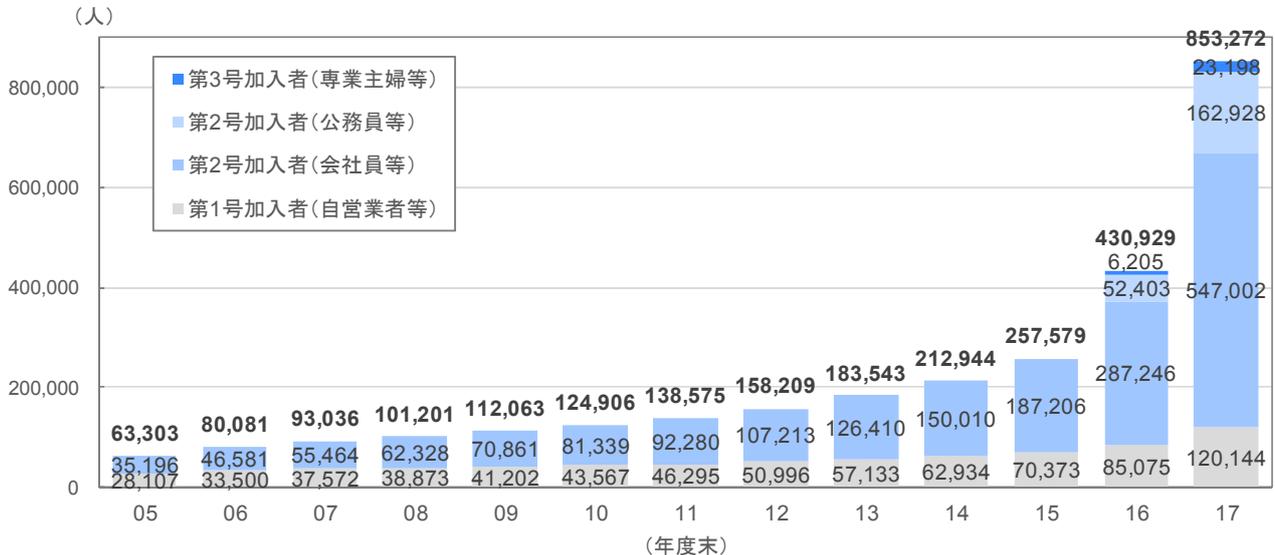


(出所) 厚生労働省「厚生年金基金の解散・代行返上の状況」を基に、リそな年金研究所作成。

5. 個人型確定拠出年金(iDeCo)の概況

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2014(平成26)年12月の与党税制改正大綱において加入対象者の拡大等の措置が打ち出されて以降、加入者数はここ数年連続して過去最高の増加幅を更新しています。2017年1月から加入対象が拡大されると、2016年度末(2017年3月末)には430,929人、2017年度末(2018年3月末)には853,272人と、直近2年間でじつに3.3倍も増加した計算になります(図表7)。

＜図表7＞個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移(2005年度末以降)



(出所) 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、リそな年金研究所作成。

2017年度末(2018年3月末)時点の加入者数の内訳をみると(図表8)、第1号加入者(自営業者等)が120,144人(前年度比+35,069人)、第2号加入者のうち会社員(企業年金なし)が459,134人(同+191,090人)、会社員(企業年金あり)が88,319人(同+69,117人)、共済組合員(公務員)が162,928人(同+110,525人)、第3号加入者(専業主婦(夫)等)が23,198人(同+16,993人)となっています。

公的年金被保険者数に占めるiDeCoの加入割合をみると、2017年3月末時点では全体で0.64%だったものが、2018年3月末時点では1.27%と1年間でほぼ倍増しました。加入者区別にみると、共済組合員が3.66%と最も普及が進んでいる一方、所得控除の恩恵が得られにくいとされている第3号加入者は0.26%と、いまひとつ普及が進んでいない様子がうかがえます。

＜図表8＞iDeCoの加入者数の内訳および公的年金被保険者数に占める割合

加入者区分	2017年3月末時点			2018年3月末時点		
	①iDeCo加入者数	②公的年金 ^{※1} 被保険者数	加入割合(=①/②)	①iDeCo加入者数	②公的年金 ^{※1} 被保険者数	加入割合(=①/②)
第1号加入者	85,075人	1,575万人	0.54%	120,144人	1,575万人	0.76%
第2号加入者	287,246人	4,266万人	0.67%	710,381人	4,266万人	1.67%
うち企業年金なし	268,044人	^{※2} 2,273万人	1.18%	459,134人	^{※2} 2,273万人	2.02%
うち企業年金あり	19,202人	^{※3} 1,549万人	0.12%	88,319人	^{※3} 1,549万人	0.57%
うち共済組合員	52,403人	445万人	1.18%	162,928人	445万人	3.66%
第3号加入者	6,205人	889万人	0.07%	23,198人	889万人	0.26%
全体	430,929人	6,731万人	0.64%	853,272人	6,731万人	1.27%

※1 「②公的年金被保険者数」は、いずれも2017年3月末時点の数値を用いている。

※2 厚生年金被保険者数から企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数を控除した数値を用いている。なお、企業年金の加入者数は制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

※3 企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数の数値を用いているが、制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

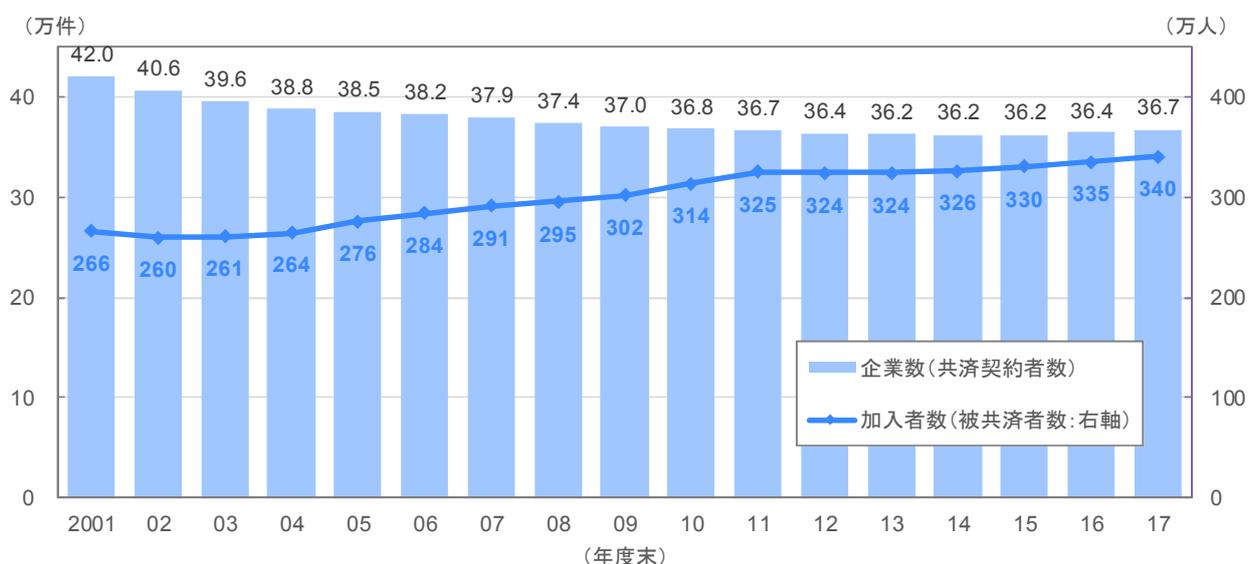
(出所) 各種資料等を基に、リそな年金研究所作成。

6. 中小企業退職金共済(中退共)の概況

中小企業退職金共済(中退共)の共済契約者数(加入企業数)および被共済者数(加入者数)の推移をみると(図表9)、2017年度末(2018年3月末)時点では加入企業数367,359件(前年度比+3,324件)、加入者数340万1,359人(前年度比+51,036人)となっています。

2014年4月からの改正厚生年金保険法の施行により、解散基金の残余財産を中退共に移行することが可能となったことから、加入企業数・加入者数いずれも近年は増加傾向にあります。加入企業数は2001年度以降一貫して減少基調にありましたが、2015年度以降は3年連続で増加しています。加入者数も、2014年度から4年連続で2万人以上の増加幅となっています。

＜図表9＞中小企業退職金共済の加入企業数・加入者数の推移(2001年度末以降)



(注) 「共済契約者数」は加入事業所数を、「被共済者数」は加入者数をそれぞれ表す。
(出所) 勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業概況」を基に、りそな年金研究所作成。

＜ご参考資料＞

企業年金(確定給付型)の受託概況(平成30年3月末現在)

- ・信託協会 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/NR20180528-1.pdf>
- ・生命保険協会 <http://www.seiho.or.jp/info/news/2018/20180528-2.html>
- ・JA共済連 <http://www.ja-kyosai.or.jp/about/news/2018/20180525110810.html>

確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成30年3月末現在)

- ・信託協会 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/NR20180528-2.pdf>
- ・生命保険協会 <http://www.seiho.or.jp/info/news/2018/20180528-1.html>

(りそな年金研究所 谷内 陽一)

りそなコラム

確定給付企業年金における財政運営基準の改定について③ ～ 新基準移行後の財政決算 ～

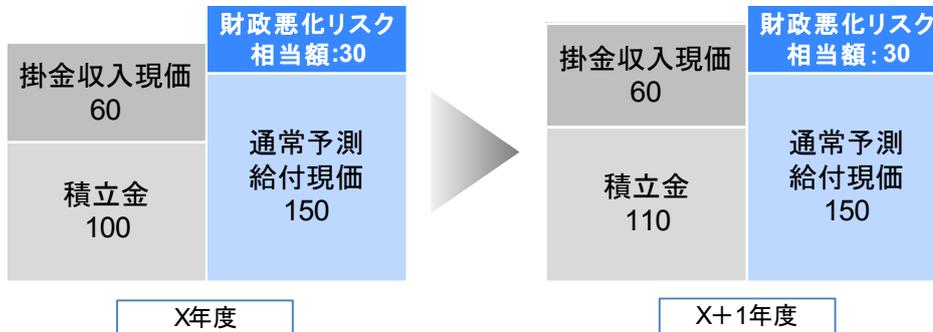
第92回のコラムのテーマは、前回および前々回に引き続き、「平成29(2017)年1月政省令改正後の確定給付企業年金(DB)における財政運営基準」(以下「新基準」)に関する、ある信託銀行の新人営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

(前回からの続き)

B 課 長：これまでは、「新基準における財政均衡の考え方」と「新基準導入時の財政計算」について解説したね。今回は、新基準に移行した後の財政決算について説明しよう。

A さ ん：よろしくお願いします。

B 課 長：まず、とある DB 制度において、財政状態が下図の通り推移した場合を考えてみよう。



B 課 長：この場合、新基準では、1年間でどれだけの剰余金または不足金が発生していると思うかな？

A さ ん：そうですね。通常予測給付現価、財政悪化リスク相当額および掛金収入現価は同額のままですが、積立金が100から110に増加していますね・・・ということは、1年間で債務は変わらずに積立金が10増えたということですから、10の剰余金が発生していると思います。

B 課 長：そう思うよね。しかし残念ながら、答えは「剰余金も不足金も発生していない」となるんだよ。

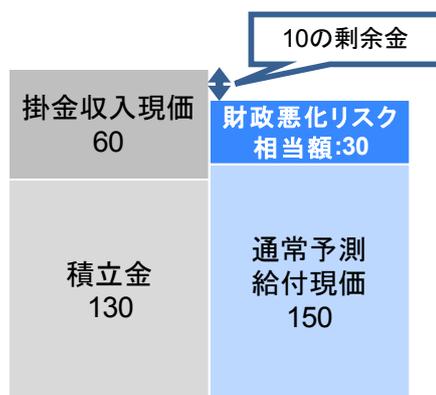
A さ ん：どういうことですか？ 明らかに財政状態は好転していると思うのですが・・・

B 課 長：もう一度、新基準における財政均衡の考え方を確認してみよう。ポイントとなるのは、前述の DB 制度では、X年度もX+1年度も「掛金収入現価+積立金」の額が「通常予測給付現価」以上「通常予測給付現価+財政悪化リスク相当額」以下の水準にあるため、どちらも財政均衡の状態にあるということなんだ。

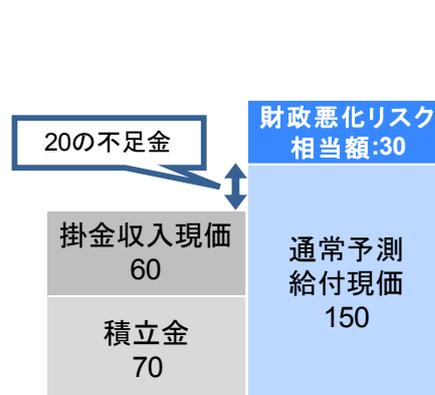
A さ ん：なるほど、X年度、X+1年度ともに財政均衡の状態であり、新基準の財政決算では、財政均衡の状態から財政均衡の状態に移っても剰余金や不足金は発生しないということですね。

B 課 長：別途積立金がある場合は異なるケースもあるのだけど、イメージとしてはその通りだね。剰余金または不足金が発生するのは、X+1年度において次のようになる場合だよ。

【剰余金が発生する場合】

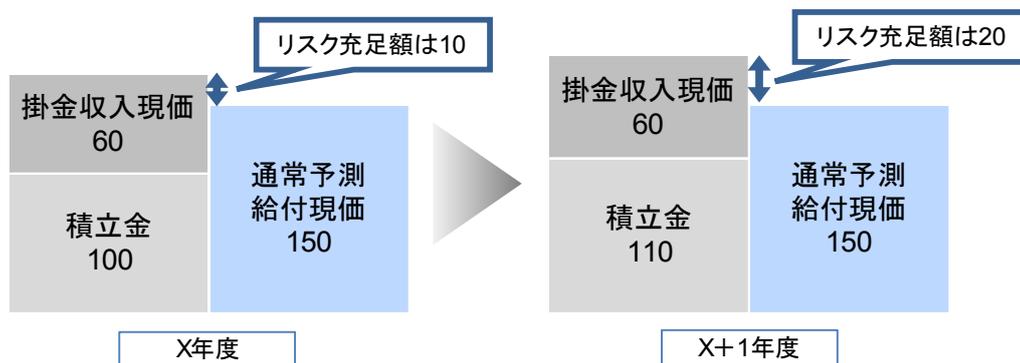


【不足金が発生する場合】



A さ ん：なるほど、財政均衡の状態から積立剰余になれば剰余金が発生し、積立不足になれば不足金が発生するということですね。でも、財政均衡の状態から財政均衡の状態になる時でも、財政状態が好転もしくは悪化していることを示す指標はないのでしょうか？

B 課長：それなら、「リスク充足額」という概念を用いて説明することができるよ。リスク充足額とは、将来のリスクに備えて財源が確保されている部分であり、「積立金+掛金収入現価-通常予測給付現価」（0を下回る場合は0）で計算することができるんだ。図で表すと次のようになるよ。



B 課長：上図においては、X年度からX+1年度にかけてリスク充足額が10増加しているので、財政状態としては10好転しているということになるね。

A さん：なるほど、よく理解できました。

B 課長：今回のポイントをまとめると、次のようになるよ。

- 新基準の財政決算においては、「積立剰余」、「財政均衡」、「積立不足」のどの状態であるかを把握すること。
- 財政状態が好転しているかどうかは、「リスク充足額」の動きを見ると分かりやすい。

A さん：分かりやすくまとめていただいてありがとうございます。本日教えていただいたことを基に、お客さまにも分かりやすく説明できるようにしたいと思います。

B 課長：頼もしいね。分からないことがあったら、いつでも質問に来るように。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 堀池 譲立)

企業年金ノート 2018(平成30)年6月号 No.602

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
 〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
 TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
 りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
 確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>